

7 応急の措置

毒物劇物中毒の際の一般的応急措置方法

1. 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。

受診の際は、毒物劇物の種類、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や中毒量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況などから特定するよう努めてください。医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施すこともできるかもしれませんが、連絡した医師や消防機関又は（財）日本中毒情報センターに相談してください。

一般的な応急措置は、以下のとおりです。

飲み込んだとき

1) 水や牛乳を飲ませます。牛乳には胃壁を保護し、毒劇物の働きを弱める作用があります。

【注意】防虫剤、石油製品等については、牛乳を飲ませてはいけません。

2) 喉の奥を刺激して吐かせます。

【注意】吐いた物が気管に入らないようにします。意識がないときや痙攣を起こしているときは、吐かせてはいけません。強酸や強アルカリを含む製品（洗剤、漂白剤など）、石油製品等については、吐かせてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

ガスを吸入したとき

きれいな空気のある場所へ移動させ、安静にします。

目に入ったとき

流水で15分以上洗い続けます。（顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の場合には弱い流の水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえって目に障害を起こすことがあります。）

皮膚に付いたとき

毒劇物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石鹸を使って皮膚を十分に水で洗います。

意識がないとき

吐いた物が喉につまらないように、左側を下にした横向きの姿勢（昏睡体位）をとらせます。下あごを前に出し、気道を確保します。

呼吸が止まっているとき

もし、あなたが人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施してください。ただし、中毒者の口の周りや身体の中には毒劇物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼吸を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおきましょう。

2. 症状から急を要さないと思われても、毒劇物の種類や摂取量、摂取経路によっては、時間が経ってから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかがわかれば、上記の応急措置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まってきます。

3. 毒劇物の作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、下記の中毒110番に問い合わせてください。

（財）日本中毒情報センターへの連絡方法

大阪中毒110番
電話 072-727-2499
(24時間、年中無休)

つくば中毒110番
電話 029-852-9999
(9:00~21:00、年中無休)

運搬事故時の応急措置に関する基準

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準について

(昭和52年2月14日 薬発第163号 厚生省薬務局長通知)

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、今般、別添一のとおり、毒物及び劇物の運搬事故等における応急措置に関する具体的な基準を定めたので、左記事項にご留意のうえ、その実施に遺憾のないよう、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

第1 「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」制定の趣旨等について

1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項で規定する毒物及び劇物並びに第11条第2項で規定する毒物又は劇物を含有する物であつて政令で定めるもの(以下「毒劇物」という。)の事故の際の措置については、同法第16条の2に規定されているところであるが、今回定めた「毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準」(別添1)(以下「基準」という。)は、毒劇物の運搬事故が生じた場合にとるべき同条第1項に規定する応急措置の具体的な方法を定めたものであること。

なお、本基準では、それぞれ毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2で規定する毒劇物の品目毎に、応急措置を定めていること。

2 本基準は、単に運搬時に運転者等に所持させるだけではなく、昭和50年11月6日付薬務局安全課長・監視指導課長通知「毒物劇物危害防止規定について」における危害防止規定の一環として、毒劇物製造所等における毒劇物の管理・責任体制の中に組み入れ、事故を起こした際迅速に応急措置が行えるよう、従業員の教育及び訓練に役立てるべきものであること。

3 本基準は次の項目より成ること。

(1) 毒劇物の名称(通称名)

ア 化学式

イ 毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の区別及び指定名

ウ 性状

(2) 措置

ア 漏えい時(少量、多量)

イ 出火時(周辺火災の場合、着火した場合、消化剤)

ウ 暴露・接触時(人体に対する影響、救急方法)

エ 注意事項

オ 保護具

4 本基準の実施に当たっては、水質汚濁防止法等関連諸法令の規制等を十分考慮すること。

第2 運用上留意すべき事項について

1 漏えい時の措置

事故を起こした場合には、その旨を直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ると共に、製造業者、荷送人等の関係先に至急連絡をとり、それらの指示を仰ぐべきこと。また漏えいした場合には、まずその漏えいを止めることが原則であるが、この場合毒劇物による危害に十分注意すること。

2 出火時の措置

可燃性ガスの毒劇物にあつては、消火の際、その毒性について考慮する必要があること。

3 暴露・接触時の措置

事故現場に居合せて、少しでも毒劇物を吸入し、又は毒劇物に接触した者等についても、この措置を応用すべきであること。また、救急方法を行うに当たっては、次の点に留意すること。

ア 付着又は接触した毒劇物を水等で洗い流す場合は、付着又は接触後直ちに行わなければ十分な効果が期待できないこと。

イ 汚染された衣服やくつを脱がず場合は、衣服等が皮膚に付着していることがあるので、皮膚をはがさないよう注意しながら行うこと。場合によつてはハサミで衣服を切り取るなどの措置が必要であること。

ウ 肺水腫を起こした時に行う人工呼吸は、気道が舌でふさがり(舌根沈下)おそれがあるので、呼吸吹込み人工呼吸(装置を用いる方法もある。)が望ましいこと。また、気道分泌物・吐しゃ物等による気道閉塞に注意すること。なお、シアン中毒の応急措置として、亜硝酸アルミの吸入及びチオ硫酸

酸ナトリウム(25%)の注射があること。

4 注意事項

前記1～3のほか、水をかける際の危険性、発生ガスによる爆発など、特に注意すべき事項を記載したこと。

5 保護具

保護具の使用に際しては、毒劇物の種類、作業時間等を十分考慮する必要があること。また、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第13条の4で定める保護具以外のものも基準に取り入れているので、運搬時にはこれらのものを携帯させることが望ましいこと。

6 その他の事項

運搬する車両等には、次に掲げるものから毒劇物に応じ必要なものを選択して備えることが望ましいこと。

ロープ、「立入り禁止」の札、手ぬぐい、むしろ、シート等

吸着剤(土砂、活性白土、おがくず、活性炭、タルク、けいそう土、石こう等)

化学処理剤(消石灰、水酸化ナトリウム、アンモニア水、硫酸第一鉄等)

消火剤

救急用水、救急用具(毛布、空気呼吸器等)

第3 その他

出火時、救急方法の措置及び各品目の出荷量についての参考資料は、別添2、別添3及び別添4(省略)のとおりであること。

(別添1)

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準

本基準は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第16条の2第1項で規定する事故の際の措置のうち、同法第2条第1項及び第2項で規定する毒物及び劇物並びに同法第11条第2項で規定する毒物又は劇物を含有するものであって政令で定めるもの(以下「毒劇物」という。)の運搬事故時における応急措置の方法を品目ごとに具体的に定めたものである。

本基準は、次に掲げる方針に従ってまとめられている。

- 1 毒物又は劇物の運搬に当たって、毒物又は劇物が飛散し、漏れ又は流れ出るなどの結果、保健衛生上の危害が不特定又は多数の者に及ぶことのないよう、早期に採るべき措置を考慮したものであること。
- 2 タンクローリー、タンクコンテナ等による運搬事故を想定したものであるが、運搬時以外の漏えい事故等についても適用し得るものであること。

運搬事故時の応急措置に関する基準品目一覧(参考例)

当該品目一覧は、品目名のみを記載し、毒物劇物保有状況調査により判明した県内で使用されている代表品目については、個々の応急措置に関する基準を示した。

品目名	品目名	品目名
あ 1 亜塩素酸ナトリウム	14 アリルアルコール	27 エチルメチルケトン
2 アクリルアミド	15 アンチノック剤	28 エチンオキソド
3 アクリルアミド水溶液	16 アンモニア水	29 エチンクロロヒドリン
4 アクリルアルデヒド	い17 一酸化鉛	30 N A C
5 アクリル酸	18 一水素二弗化アンモニウム	31 エチルクロロヒドリン
6 アクリロニトリル	19 E D D P	32 M I P C
7 亜硝酸ナトリウム	20 E P N	33 M T M C
8 亜硝酸メチル	え21 液化アンモニア	34 M P P
9 アセトシアリドリン	22 液化塩化水素	35 塩化亜鉛
10 亜セレン酸ナトリウム	23 液化塩素	36 塩化エチル
11 亜セレン酸バリウム	24 N - エチルアニリン	37 塩化カルシウム
12 アニリン	25 エチルチオメチル	38 塩化金酸
13 2 - アミノエタノール	26 N - エチルメチルイソ	39 塩化第一水銀

品目名	品目名	品目名
40 塩化第一錫	90 硅弗化アンモウム	139 シアン化第一金カリウム
41 塩化第一銅	91 硅弗化カリウム	140 シアン化第一銅
42 塩化第二金	92 硅弗化水素酸	141 シアン化銅酸カリウム
43 塩化第二水銀	93 硅弗化錫	142 シアン化銅酸ナトリウム
44 塩化第二錫（無水物）	94 硅弗化銅	143 シアン化ナトリウム
45 塩化第二錫・五水和物	95 硅弗化ナトリウム	144 シアン化ニッケルカリウム
46 塩化第二銅	96 硅弗化鉛	145 四塩化炭素
47 塩化第二銅アンモウム	97 硅弗化バリウム	146 四塩基性クロム酸亜鉛
48 塩化チオニル	98 硅弗化マグネシウム	147 シクロヘキシルアミン
49 塩化トリフェニル錫	99 硅弗化マンガーン	148 ジクロル酢酸
50 塩化バリウム	こ100 五塩化アンチモン	149 ジクワット
51 塩化叔ホリル	101 五塩化砒素	150 2,4-ジニトロトルエン
52 塩化メチル	102 五塩化燐	151 四弗化硫黄
53 塩基性ケイ酸鉛	103 五酸化二砒素	152 ジボラン
54 塩基性炭酸銅	104 五酸化バリウム	153 ジメチルアミン
55 塩酸	105 五弗化アンチモン	154 臭化エチル
56 塩酸アリン	106 五弗化砒素	155 臭化カドミウム
57 鉛酸カルシウム	107 五硫化二リン	156 臭化銀
58 塩素酸カリウム	さ108 酢酸亜鉛	157 臭化水素酸
59 塩素酸ナトリウム	109 酢酸エチル	158 臭化第二水銀
お60 黄リン	110 酢酸第二水銀	159 臭化メチル
61 柱シアン化第二水銀	111 酢酸第二銅	160 重クロム酸アンモウム
か62 過酸化水素水	112 酢酸トリフェニル錫	161 重クロム酸カリウム
63 過酸化ナトリウム	113 酢酸鉛	162 重クロム酸ナトリウム
64 過酸化尿素	114 酢酸フェニル水銀	163 重クロム酸ナトリウム水溶液
65 カリウム	115 三塩化アンチモン	164 シュウ酸
66 カリウムナトリウム合金	116 三塩化砒素	165 シュウ酸ナトリウム
67 カルタップ	117 三塩化硼素	166 臭素
68 カボン酸（高級脂肪酸）のバリウム塩	118 三塩化燐	167 酒石酸アンチモルカリウム
き69 キン酸	119 三塩基性硫酸鉛	168 硝酸
70 キシレン	120 酸化カドミウム	169 硝酸亜鉛
71 キリン	121 酸化第二水銀	170 硝酸カドミウム
く72 クレゾール	122 酸化バリウム	171 硝酸銀
73 クロム酸亜鉛カリウム	123 酸化ビス（トリフェニル錫）	172 硝酸第一水銀
74 クロム酸カルシウム	124 酸化ビス（トリフェニル錫）の エマルジョン（水系）10%	173 硝酸第二水銀
75 クロム酸水溶液	125 酸化アンチモン（ ）	174 硝酸第二銅
76 クロム酸ストロンチウム	126 三酸化二砒素	175 硝酸鉛
77 クロム酸ナトリウム	127 三弗化アンチモン	176 硝酸バリウム
78 クロム酸鉛	128 三弗化砒素	177 四硫化四砒素
79 クロム酸バリウム	129 三弗化硼素	す178 水銀
80 クロロセチルクロライド	130 三弗化燐	179 水酸化カドミウム
81 2 - クロロアニリン	131 三硫化二砒素	180 水酸化カリウム水溶液
82 クロル酢酸ナトリウム	し132 シアンイド鉛	181 水酸化トリフェニル錫
83 クロルホルン酸	133 2,4-ジアミントルエン	182 水酸化ナトリウム水溶液
84 2 - クロロニトロベンゼン	134 シアン化亜鉛	183 水酸化鉛
け85 クロロピクリン	135 シアン化カリウム	184 水酸化バリウム
86 クロロペン	136 シアン化銀	185 水素化アンチモン
87 クロロホルム	137 シアン化コバルトカリウム	186 水素化砒素
88 ケイ酸鉛	138 シアン化水素	187 ステアリン酸カドミウム
89 硅弗化亜鉛		188 ステアリン酸鉛

品目名	品目名	品目名
せ189 セレン	240 弗化第二銅	289 硫酸トリブテン酸カドミウム酸鉛
190 セレン化水素	241 弗化トリフェニル錫	290 硫セレン化カドミウム
191 セレン化鉄	242 弗化トリブチル錫	291 燐化亜鉛
た192 タライジン	243 弗化鉛	292 燐化アルミニウムとその分解 促進剤とを含有する製 剤
193 炭酸カドミウム	244 弗化バリウム	293 燐化水素
194 炭酸バリウム	へ245 ヘキサフルオロアンチモン酸カリウム	294 リン酸亜鉛
ち195 チオアン酸亜鉛	246 ヘキサフルオロアンチモン酸ナトリウム	ろ290 六弗化セレン
196 チオアン酸第一銅	247 ヘキサフルオロ砒酸リチウム	
197 チオアン酸第二水銀	248 ヘキサメチレンジイソシアナート	
198 チタン酸バリウム	ほ249 硼酸鉛	
199 チモサル	250 硼弗化アンチモン	
て200 D E P	251 硼弗化アンモニウム	
201 D C I P	252 硼弗化カリウム	
202 D D V P	253 硼弗化水素酸	
と203 トリクロル酢酸	254 硼弗化テトラエチルアンモニウム	
204 トリクロロシアン	255 硼弗化ナトリウム	
205 トリフルオロメタンスルホン酸	256 硼弗化マグネシウム	
206 トルジン	257 硼弗化リチウム	
207 トルエン	258 ホルゲン	
な208 ナトリウム	259 ホルムアルデヒド水溶液	
209 - ナフトール	む260 無機シアン化合物含有液	
に210 二塩基性亜硫酸鉛	261 無機シアン化合物たる毒物を 含有する液体状の物	
211 二塩基性亜燐酸鉛	262 無水カドミウム酸水溶液	
212 二塩基性ステアリン酸鉛	263 無水カドミウム酸	
213 二塩基性フタル酸鉛	め264 メタクリル酸	
214 二酸化セレン	265 メタノール	
215 二臭化コハク酸ビス(トリブチル錫)	266 メタホウ酸バリウム	
216 ニッケルカルボニル	267 N - メチルアニリン	
217 ニトロベンゼン	268 メチルアミン	
218 二硫化炭素	269 メチルメルカプタン	
は219 発煙硫酸	270 メトミル	
220 ハラコート	も271 モノクロル酢酸	
ひ221 P A P	272 モノゲルマン	
222 B P M C	よ273 沃化銀	
223 ビクリン酸	274 ヨウ化水素酸	
224 ビクリン酸アンモニウム	275 沃化第一銅	
225 砒酸	276 沃化第二水銀	
226 砒酸水素二ナトリウム	277 沃化メチル	
227 砒素	ら278 ラウリン酸カドミウム	
228 ビトラジン	り279 硫化カドミウム	
229 ビロリン酸亜鉛	280 硫化バリウム	
230 ビロリン酸第一錫	281 硫酸	
231 ビロリン酸第二銅	282 硫酸亜鉛	
ふ232 フェノール	283 硫酸カドミウム	
234 フェンバレルート	284 硫酸銀	
235 N - ブチルピロリジン	285 硫酸ジメチル	
236 弗化亜鉛	286 硫酸第一錫	
237 弗化水素	287 硫酸第二銅	
238 弗化水素酸	288 硫酸ヒドロキシルアミン	
239 弗化第一錫		

|

|